

再審・えん罪事件全国連絡会ニュース

2021年1月22日 第102号

連絡先

〒113-8463 東京都文京区湯島2-4-4 平和と労働センター5階 日本国民救援会中央本部内
電話:03-5842-5842 FAX:03-5842-5840 WEBサイト:www.saishin-enzai.net

目次

● 再審・えん罪事件全国連絡会 第29回総会開く	p1
開会のご挨拶 白取祐司 代表委員	p2
● 静岡・袴田事件 最高裁、再審認めぬ決定“取り消し”解説：小石勝朗さん	p4
● 茨城・布川国賠 桜井さん意見陳述し結審	p7
● 資料1) 桜井さんの最終意見陳述	p8
● 資料2) 袴田事件最高裁決定に対する国民救援会の声明	p9
● 資料3) 袴田事件最高裁決定に対する日弁連の声明	p11
● 賛助会費・カンパありがとうございました。	p12
● 当面の日程	p12

再審・えん罪事件全国連絡会 第29回総会開く

リモート併用で開催し、11事件31人参加

再審・えん罪事件全国連絡会は、12月12日、東京・文京区内で第29回総会を開催しました。今回はコロナウイルス感染拡大を避け、リモートと併用でおこない、11事件の支援者と当事者31人が参加しました。

瑞慶覧淳事務局長から議案の提案がおこなわれ、昨年3月に滋賀・湖東記念病院人工呼吸器事件で再審無罪判決を勝ち

とり、三重・名張毒ぶどう酒事件では証拠開示が進み、弁護団が新たな鑑定意見書を提出するなどの前進がある一方で、栃木・今市事件や宮城・北陵クリニック筋弛緩剤冤罪事件、東京・小石川事件、兵庫・姫路花田郵便局事件などで不当な判断がされている厳しいせめぎ合いの状況などが報告されました。

冤罪事件の当事者では、花田事件のジュリアスさんがリモートで発言。「私と私の家族のために支援してくれてありがとうございます。冤罪は許せない。私は最後まで闘う。支援をお願いします」と訴え、参加者から激励の拍手が送られました。

討論では、各事件の支援団体から現状報告がされ、再審開始決定に向け、たたかひの決意などが語られました。 ※総会決定と選出された役員はWEBサイトをご覧ください。→ www.saishin-enzai.net



リモートでおこなった総会の様子

開会のご挨拶

白取祐司 代表委員

開会のご挨拶をさせていただきます。

今年はコロナ禍という、かなり異常な状態で我々の生活、それから色々な活動が制約をされています。裁判所の景色も大きく変わりました。刑事裁判、民事裁判ともに期日が入らない。傍聴席数も非常に制限されている。証人尋問をご覧になった方はいらっしゃるでしょうか。証人がマスクをして証言します。かなり異常で、裁判というものがこんなふうに行われたのは少なくとも戦後初めての異常な状態だと思います。



リモートで挨拶する白取代表委員

ただ、我々がここで考えなければいけないのは、何よりもこういう異常事態が弱い立場の人にしわ寄せになっているということです。拘留所あるいは刑務所で無実を訴えている人たちはたくさんいるわけですが、その方たちはいわゆる三密状態で、不安に怯えながら無為に時間を過ごさざるを得ないということです。あまり大きく報道されませんでしたけれども、フランスやイタリアでは刑務所、拘留所の収容者が暴動を起こして、それぞれの国の大きなニュースになっております。それぐらい大変な事態だということを、我々はもっと自分のこととして受け止めていかなければいけないのかなと思います。

「真実は裁判所が見つかる」という悪癖

期日も入らず裁判も遅れ気味だったのですけれども、今年の成果としては大きく二つあったと思います。一つは湖東記念病院人工呼吸器事件の西山美香さんが再審で無罪を勝ち取ったことです。本年3月31日の大津地裁の無罪判決です。それからもう一つ、あずみの里業務過失致死裁判で、本年7月28日、東京高裁が被告人の山口けさえさんに逆転無罪を言い渡して、それが確定したということがあります。大変喜ばしいことなのですが、これらを手放しに喜ぶかと言うと、若干の留保が必要だと私は思います。

湖東記念病院事件について、今の時点で資料を読み直したり再審無罪判決を読むと、とても説得力のある無罪判決で、このような結果に至るのも当然のように思っています。しかし、ここに至るまでの過程は簡単ではなかった。第一次再審請求は実らず、第二次再審請求も大津地裁で棄却されています。2017年に大阪高裁がやっと再審を開いた。この事件もこれだけ壁が厚かったということがいえます。

あずみの里事件も大きく報道されましたけれども、これも問題がないわけではないと思っています。二つ申し上げたいと思います。一つは訴因変更です。変更と言うけれども、結局変更ではなくて元の訴因はそのままにして、検察官はまた別の土俵を作る訴因の追加です。いわば土俵を二つ並べて「どっちでもいいから有罪にしてくれ」。そういう話です。一番は最初の土俵について無罪を出し、二つ目の訴因について有罪を出しました。東京高裁は二つとも無罪にしました。その時に訴因変更についても一言だけ「この訴因変更は問題ないよ」と言っているんです。結局この問題を裁判所は是認してしまったということが言えます。

もうひとつ、これは細かいことかもしれないのですが、私は無視できないことだと思って申し上げたいのですが、東京高裁の時に弁護団は、そもそもこれはドーナツを喉に詰まらせて窒息死したので

はなくて、別の要因で亡くなられたのではないか。そうするとそもそも事件自体が無かったこととなります。お医者さんの鑑定書を基にして因果関係について相当しかりした主張をしたようです。鑑定書をいくつも出して証拠調べ請求をしたところ、裁判所はこれを全て棄却したんです。裁判所が考えるところ、つまり過失がないということで注意義務がないというところで無罪にしました。

結論はいいのですけれども、裁判所は自分が考えた通りの無罪にしたい。言い方を変えると、聞く耳を持っていなかったとも言えます。弁護団はこの裁判所に不信感を持って忌避申立をしました。それは即時却下されたのですが、弁護団は無罪になるということは全くの寝耳に水だったんです。

裁判所の、ある種スタンドプレーで、結果がよければいいのかということも申し上げたい。裁判所は独自の判断で自分で有罪無罪を決めたがっている。当事者、弁護団の言うこともなかなか聞かない。証拠を調べた上で裁判所の観点から無罪にするならいいんです。そもそも証拠を認めないというあたりに、これは日本の裁判所が持っている悪い癖、真実主義の呪縛、「真実は裁判所が見つかるんだ」という意識がどうも強いような気がしており、その表れではないかと思っています。

再審法改正を実現し、支援運動の大きな武器に

他方で今市事件は、今年の3月4日に最高裁は上告を棄却しました。地裁の時もそうですし、高裁段階の弁護団が相当精力的に事実認定上の問題点を示し、元裁判官の有力な方たちが「この事実認定はおかしい」ということを論文や判例評釈で言っている。判決の事実認定に問題がある、証拠の評価に問題があるということは、明らかだと思われるのですが、最高裁の上告棄却は何と三行半なんです。ほんの数行で中身に立ち入らないという人をバカにしたような決定で、これを蹴っています。

今年の3月、小石川事件の再審請求が棄却されました。去年と今年を含めれば、大崎事件を含めて再審の壁というものは、まだまだ厚いんだということを実感せざるを得ません。では我々はどうすべきかということですが、ごく簡単に申し上げたいと思うのは、一つは今現在進行中で、私もほんのちょっとだけ関わっていますが、再審法改正の問題です。これをもっと盛り上げて、立法として成功させなければいけないと思っています。

ポイントはいくつもあるのですが、大きく二つあります。ご存知だと思いますが、証拠開示です。湖東記念病院については、2004年に、ある刑事がこの事件は事故の可能性が高いとする捜査報告書を作りながら、十数年警察は隠してきたのです。これがもし明らかになっていけば、西山さんが刑務所に十何年入ることはなくて良かったはず。それから、検察官の抗告です。検察官の特別抗告が再審無罪を遅らせている。その間も拘束され、たとえ勾留されていなくても、社会的な重荷を背負っている。無罪が見込まれるのであれば、より迅速に、少しでも早い救済をというふうになるべきだと私は思います。検察官による通常事件の控訴・上告も問題だし、とりわけ再審に至っては再審開始という説得力のある決定が出た場合でも、いたずらに時間を稼ぐとしか思えないようなことが色々な事件で、これまで見られている通りです。一刻も早く再審法改正に結びつけていければ、運動にとっても大きな支え、武器になるとと思っています。

若者はきちんと受け止めてくれる

それから、ここでの私どもの活動と少しだけずれるように感じられるかもしれないのですけれども、2020年というのは日弁連が本年までに死刑を廃止しようということで、スローガンを掲げて頑張ってきたテーマでした。死刑は残念ながら、今年中に廃止まではいかなさそうです。先ほどの裁判官の姿勢もそうですが、世論も含めて日本は「悪い奴は何が何でも処罰しろ」という必罰思想と言うか、悪いやつを処罰せよという意識が強すぎるのではないか。それが冤罪救済ということに対する妨げあるいは壁になっている可能性があると思います。

1981年にフランスは死刑を廃止しましたが、実は70年代のフランスの死刑執行は、実はすごく少ないんです。なぜ少ないかと言うと、死刑判決は出ているのですが、かなりの死刑囚が恩赦で死刑から1ランク2ランク刑を免除されて自由刑とされ、死刑を免れています。そして死刑廃止法ができたということがあるんです。日本は死刑廃止を目指していますが、死刑判決がバンバン出て、執行までかなり行われています。80年代の四大死刑再審無罪事件が過去のものになっているというのを思うにつけても、もっと世論を、とりわけ若い人にも訴えていくことが大事じゃないかと思っています。

最後に余談みたいなことですが、先日今市事件のシンポジウムがありましたが、今日と同じようにズームでやりました。そうしたところ、あれはオープンで誰でも見られるということだったので、私は神奈川大学で冤罪をテーマにゼミナールをやっているのですが、事前に宣伝したところ、学生たちが割と見てくれたんですね。東京まで出てくるとなると、なかなか足を向けてくれないのですが、ズームという方法であれば、比較的若い人も見てくれる。きちんと受け止めてくれて、周防さんなど有名人が出るよということも切っ掛けかもしれません、とにかく見てくれた。私が喋った部分はともかくとして、中身の濃いシンポジウムでしたので、そういう内容を若い人に直に届けることができた、ということも今後の工夫としては大事なのかなと思っています。私からの開会の挨拶は以上でございます。

静岡・袴田事件

最高裁、再審認めぬ決定“取り消し”

解説：小石勝朗さん(刑事弁護 OASIS)

静岡・袴田事件で、最高裁第三小法廷(林道晴裁判長)は昨年12月22日付で、袴田巖さんの再審請求を認めなかった東京高裁決定(大島隆明裁判長)を裁判官5人の全員一致で取り消し、審理を東京高裁に差し戻す決定をしました。袴田さんは再び再審開始と拘置の停止決定が出た状態にもどりました。WEBメディア「刑事弁護 OASIS」に掲載されたジャーナリストの小石勝朗さんの記事を転載します。

1966年に静岡県で一家4人が殺害された「袴田事件」で、死刑が確定した元プロボクサー袴田巖さん(84歳)の再審請求について、最高裁第3小法廷(林道晴裁判長)は12月22日付で、東京高裁の棄却決定を取り消し、審理を同高裁へ差し戻す決定をした。5人の裁判官のうち2人は再審請求を認めるよう主張。3対2で結論が決まる異例の決定となった。

今回の第2次再審請求では、静岡地裁が2014年3月に再審開始を決定した。死刑と拘置の執行停止も認め、袴田さんは逮捕から47年7カ月ぶりに釈放された。しかし、検察の即時抗告を受け、東京高裁が2018年6月に逆転の請求棄却決定を出したため、袴田さんの弁護団が最高裁へ特別抗告していた。司法判断が揺れ動く波乱の展開となっている。



決定を受けた会見で笑顔の秀子さん
(写真提供=山崎俊樹さん)

■差戻しの理由は味噌漬け衣類の「色」問題

今回の決定で最高裁は、袴田さんの弁護団が挙げた申立理由が憲法違反や判例違反には当たらず特別抗告の要件を満たさないとしながら、静岡地裁が再審開始に必要な「新規・明白な証拠」（以下、新証拠）と認定した2点について「職権により判断する」とした。

差戻しの理由に挙げたのは、そのうちの1つで、死刑判決が袴田さんの犯行着衣と認定した5点の衣類（半袖シャツやステテコ、ブリーフなど）の「色」についての新証拠だ。

5点の衣類は事件発生の1年2カ月後に、現場そばの味噌工場の醸造タンクから味噌に漬かった状態で見つかった。発見直後に撮影されたカラー写真を見ると、長期間味噌に漬かっていたにしては衣類の着色は薄く、血痕もはっきり識別できる。発見当時の調書や鑑定書には、血痕が「濃赤色」「濃赤紫色」「赤褐色」と表現されていた。

そこで、弁護団が支援者の協力を得て同様の衣類を最長1年2カ月間、味噌に漬ける実験をすると、衣類はもとの色が分からないほど味噌の色に濃く染まり、血痕の赤色も判別できなくなった。静岡地裁はこの実験結果を新証拠と認定し、5点の衣類が「1年以上、味噌に漬かっていたとするには不自然」との見解を示すとともに、捜査機関が発見直前にタンクに投入した「捏造」にも言及していた。弁護団は東京高裁の審理で、味噌に漬かった血痕が黒色に近くなるのは、血液中のたんぱく質と味噌の米麴が生成する糖が結合して褐色化する「メイラード反応」によるものだ、とする花田智・首都大学東京（現・東京都立大）教授（環境微生物学）の意見書を新たに提出した。

しかし、高裁はこの意見書を審理のテーマにしないまま、醸造タンクに光が入らないことや、後から仕込んだ8トンの味噌の圧力、気温の影響を挙げて「メイラード反応はさほど進行していなかった」と受け入れなかった。結局、味噌漬け実験の証拠価値を否定し、再審請求棄却の決定を導いた。

弁護団は今回の決定が出る1カ月半前に、味噌漬け衣類の「色」に関する高裁の判断を厳しく批判する特別抗告申立理由補充書を最高裁へ提出したばかりだった。

■「専門的知見に基づく検討が必要」

最高裁決定は弁護団の味噌漬け実験について、醸造タンクで仕込んでいた味噌よりも濃い色の赤味噌が使われていると味噌工場の元従業員が証言していることを引いて「5点の衣類を発見した当時のタンクの味噌の状態を正確に再現したとは言えない」とした高裁の判断を踏襲した。

一方で、検察の依頼を受けて中西宏明・順天堂大准教授（法医学）が高裁審理の段階で実施した衣類の味噌漬け実験に着目した。この実験でも弁護団の実験と同様に、衣類に付着させた血液の色が遅くとも30日後には黒くなり、5カ月後以降は赤みが全く感じられなくなったことに触れて「長期間、味噌漬けされたことが血痕の色に影響を及ぼし得る要因などについて、専門的知見に基づく検討の必要性を認識させる」との見方を示した。

花田氏の意見書については、血液に対するメイラード反応の影響の有無や程度などを具体的に示す実験結果や資料が証拠として提出されていないとして、弁護団の味噌漬け実験の結果と併せても「1年以上味噌漬けされた血液に赤みが残ることはない、ただちに断定することは困難」としながらも、高裁では花田氏の意見書に対して専門的知見に基づく反論はされておらず、「意見書が不合理な内容であると断ずることもできない」と述べた。

そのうえで高裁の決定を「味噌の色だけを根拠にメイラード反応がさほど進行していなかったことがうかがわれるとしたもので、推論過程に疑問がある」「味噌漬けされた血液に対するメイラード反応の影響が的確に推測できないとしたのも、専門的知見について審理を尽くしたうえでの判断とはいいがたい」と批判。「味噌によって生じる血液のメイラード反応に関する専門的知見」について「審理不

尽」を指摘し、「高裁決定を取り消さなければ著しく正義に反する」と結論づけた。

高裁の差戻し審に対しては、メイラード反応をはじめ「味噌漬けされた血液の色調の変化に影響を及ぼす要因についての専門的知見の調査」を求めている。

■DNA鑑定は新証拠と認めず

一方で最高裁は、地裁・高裁で審理の焦点だった本田克也・筑波大教授（法医学）によるDNA鑑定の信用性を否定し、鑑定結果を新証拠とは認めなかった。

本田氏の鑑定は、袴田さんが被害者ともみ合っけがをした際に付いたとされる半袖シャツ右肩の血痕と、被害者4人の返り血とされた血痕のDNA型が、袴田さんの型や被害者の型とは一致しないと判定。静岡地裁は味噌漬け実験と共に新証拠に採用し、5点の衣類が袴田さんの犯行着衣だと断じた「死刑判決の認定に相当程度の疑いを生じさせる」として、再審開始決定の根拠にしていた。

最高裁は、DNA鑑定の対象になった5点の衣類や被害者の着衣には「血液由来のDNAが付着し残存しているとしても、極めて微量で変性・劣化している可能性が高い」と見立てた。また、今回の鑑定が行われるまでの衣類の保管状況などから、袴田さんや被害者のものではない「外来DNAに汚染されている可能性も相当程度ある」と位置づけた。そして、こうした事情による鑑定の「不安定性や困難性」をもとに、DNA型やその由来を正確に判定するのは「非常に困難な状況にある」と言い切った。

そのうえで、本田氏の鑑定結果に「外来DNAによる汚染を疑うべきものが複数存在」することなどを挙げて、「検出されたDNA型は血液由来のものと確定することができないうえ、型判定の正確性にも疑義がある」と切り捨て、本田氏のDNA鑑定結果の信用性を否定した高裁決定を支持した。

■さらに時間をかけることになる

第3小法廷の5人の裁判官のうち林景一氏と宇賀克也氏の2人は反対意見を述べ、味噌漬け実験だけでなくDNA鑑定も新証拠と認定したうえで再審開始の決定を出すよう主張した。2人の裁判官は、静岡地裁の再審開始決定が「根幹部分と結論において是認できる」との見解を示し、「メイラード反応の影響などについて審理するためだけに高裁に差し戻して、さらに時間をかけることになる多数意見には、反対せざるを得ない」と記した。

多数意見が裁判官出身の2人と弁護士出身の1人によるものだったのに対し、再審開始を主張したのが外交官出身と学者出身の裁判官だったことは注目に値する。袴田事件に対する「法曹界の常識」はもはや社会的に通用しないと、外部の世界に身を置いてきた裁判官が体感していることの表れとみられるからだ。

■なお予断を許さない再審請求の行方

袴田さんの弁護団は最高裁の決定を受けて静岡市で記者会見し、小川秀世・事務局長は「非常にうれしい決定。味噌漬け実験の結果があれば、5点の衣類が1年2カ月も味噌に漬かっていたことに合理的な疑いが生じるとしており、『血液の色』に集中して立証・主張をすることで早く再審開始にもっていけると期待している」と語った。

今回の決定により、地裁が出した死刑・拘置の執行停止が維持されることになり、当面、袴田さんが再収監されるおそれはなくなった。袴田さんの姉の秀子さん(87歳)は「巖は無実と思っているが、最高裁のこういう認定はありがたい」と笑顔を見せた。

ただ、今回の決定でただちに再審への道が開けたと受けとめるのは楽観的すぎるだろう。弁護団が重視してきたDNA鑑定の証拠価値を最高裁が否定したため、差戻し後の高裁での審理はメイラード

反応をはじめ5点の衣類の「色」問題に絞られることが予想され、この部分で弁護団の主張が退けられれば再審請求が棄却される危険と背中合わせだからだ。

最高裁決定は、同じ味噌漬け実験でも弁護団のものよりも検察が依頼した中西氏のものを「醸造専門家の監修」などを理由に「5点の衣類が味噌漬けされた状況をより客観的に再現するための工夫がされた」と評価している。決定文には、検察が長期間味噌に漬かっても血痕に赤みが残る「可能性がある」ことを立証できれば足りる、とも解釈できる記述がある。差戻し審で検察は、豊富な資金や組織力を駆使して専門家の意見書を繰り出してくることが予想され、再審請求の行方は、なお予断を許さない。

最高裁は再審請求の棄却が袴田さんの再収監や、場合によっては死刑執行に直結するため、自ら判断することを避け、先送りしたのかもしれない。過去には、死刑判決が確定した「名張毒ブドウ酒事件」の第7次再審請求が今回と似たような経緯をたどっている。いったん認められた再審開始を高裁の異議審が覆したものの、最高裁は審理を高裁に差し戻した。しかし高裁は改めて棄却決定を出し、それを最高裁も追認したため、結局再審は実現しなかった。最高裁が差し戻してから棄却決定が確定するまで3年半を要した。

差戻し審で専門家による鑑定や実験が行われることになれば、年単位の長期化が必至だ。袴田さんは2021年3月に85歳になる。迅速な審理が求められる。(ライター・小石勝朗)

茨城・布川国賠

桜井さん意見陳述し結審

東京高裁 判決を6月25日に指定

1967年に起きた強盗殺人事件の犯人とされ、再審無罪が確定した桜井昌司さんが、冤罪を作った警察(茨城県)の捜査と検察(国)の起訴・公判活動を違法だとして国家賠償を求めた裁判の控訴審が12月15日、東京高裁で開かれ、谷萩陽一弁護団長と桜井昌司さんが意見陳述し、結審しました。判決言い渡しは6月25日に指定されました。

桜井さんは意見陳述で声を詰ませながら「国民救援会を中心とした皆さんの善意に支えられ、皆さんからいただいた誠実を裏切ることなく、人間として嘘偽りのない人生を生きただけに満足している」と述べました。その上で国の代理人に向かって「まるで裁判をゲームであるかのように扱い、ひとたび起訴をしたら不利な証拠を隠し、提出の義務はないというそぶく行為は正義と真実にもとる。公益の代表という言葉が泣く」と厳しく追及。県に対しても自白の録音テープを隠していることを批判し、「真実に立脚し誠実に職務する警察、検察であってほしい」と要求しました。最後に、自身がガンで余命2カ月を宣告されたと述べ、「冤罪を背負って54年、普通のオヤジとしての時間を返して」と訴えました。(意見陳述全文は巻末に)



裁判終了後の報告集会の様子

桜井さんの最終意見陳述(見出しは編集部)

私は昨年秋、ステージ4の直腸癌、転移の肝臓癌は手術不可能と診断されました。今年の2月には、何も治療をしないままでは余命1年との宣告も受けました。死を覚悟して自分の人生を振り返りましたとき、20歳で陥れられた布川事件という冤罪体験の上に、人間として嘘偽りなく、そして揺ぎ無く正義と真実を求めて生きて来られたことに満足を感じました。日本国民救援会を中心とした皆さんの善意に支えられて闘い、その皆さんから頂いた誠実を裏切ることなく、嘘のない人生を生きて来られたことに満足を感じたのです。

布川事件に関わった警察官、検察官は、果たして誠実だったでしょうか。嘘を言わなかったでしょうか。私と杉山を犯人とするために行った警察官の偽証は、今さら覆せません。検察官が有罪とするために行った虚言での証拠隠しや証言の捻じ曲げも覆らないのです。

勘違いだとか、書き間違いだとか、全く中身の無い茨城県警の反論、肝心な部分を見殺した検察の反論は、どこをどう考えれば出来る主張なのか、理解に苦しみません。この民事裁判になっても続く茨城県警と検察の言い訳と弁明は嘘を真実と語る犯罪行為です。許されるものではありません。



桜井昌司さん
(報告集会にて)

■ 検察は「公益の代表」を理解しているか

まず公益の代表として、この裁判に臨む皆さんに問います。

皆さんは公益の代表という立場を理解しておられるでしょうか。

再審法にある再審請求人の筆頭は検察官です。

再審請求人の筆頭であるということは、犯罪行為を罰する立場であると同時に無実を主張する人の言葉にも耳の傾けるべき立場でもあることを示しています。一方の意見や考えに与せず、公平に、公正に物事を判断する存在であるのが公益の代表者であるからこそ、再審請求人の筆頭が検察官なのです。

再審請求以来、この国賠裁判になっても「検察に証拠開示の義務はない、法的根拠がない」とした弁明を繰り返しますが、これも牽強付会であり、刑事訴訟法制定の精神を汚す主張です。

確かに刑事訴訟法には証拠開示せよとは書かれていませんでした。では、証拠開示しなくて良いと書かれているのでしょうか。それも書かれてはいません。

そもそも刑訴法に証拠開示のあれこれ書かれなかったのは、公益の代表者である検察は、被告とされた人に有利、不利を問わずに証拠を提出するものという信頼の上に制定されたからこそ、その条文には明示されなかったのではないのでしょうか。

その信頼と制定の精神を逆手に使い、まるで裁判がゲームでもあるかのように扱って、ひとたび起訴をしたならば検察に不利な証拠を隠してしまい、法的根拠はないとか提出の義務はないなどと贈いて恥じない行為は、正義と真実に悖る行いです。公益の代表という言葉が泣きます。

地裁判決は、検察が隠していた証拠が原審高裁段階で提出されたならば、その時点で無罪になったと判断しました。であるならば、その証拠を隠したままに起訴したことは間違いです。起訴の違法も免れないはずで

す。

その違法性を検察は理解するからこそ、裁判所の「警察から検察に証拠が送致された時期を明らかにして欲しい」との求めを拒否したのではないのですか。

「警察から検察に証拠が送致された月日を明らかにすることは、その証拠の中身を明らかにするに等しい、証拠の中身を明らかにすると、今後の犯罪者に証拠隠滅を許す、そうなれば犯罪捜査に支障が生じる、従って明らかにできない」と弁明しますが、そもそも送致日を明らかにして欲しいと求めた証拠書面は、これまでの裁判で内容は明らかになってはいませんか。風が吹けば桶屋が儲かるよりも奇天烈な論法で、これが正義を標榜する検察の論理であり、弁明なのかと信じがたい思いです。隠していた私の最初の録音テープに付いて「個別の問題に認否はしない」と言い逃れますが、正直に送致された月日を語れば警察官と検察官がグルとなった偽証が明らかになる、かと言って「その当時は検察に送致されていなかった」と主張すれば嘘になる、だから弁明できなくて「個別の問題では認否しない」と逃げる。

検察の代弁者として法廷に臨まれる皆さんは、このような主張の裏側が簡単に透けて見える弁明で事実を隠し、過去の過ちを言い逃れる主張をして恥ずかしいとは思わないのでしょうか。私たちの布川事件だけではなく

て、これまでに再審裁判で無実になった事件でも、警察も検察も一度たりとも真摯に反省をしたことがありません。あたかも裁判所が間違っているかのような主張をするばかりでした。

私と杉山が無実であることを示す証拠はあります。

これまでに何度も申し上げたことですが、それは小貫道子さんの証言であり、その小貫さんの証言を裏付ける訪問先の証言などです。事件発生から54年になりますが、今でも小貫さん親子以外に犯人らしき人物を見た人は出て来ません。それでありながら、なぜ小貫道子さんの目撃証言調書は、私たちが嘘の自白をした以降の調書しか提出されないのでしょうか。怪しげな捜査メモ以外に提出されないのでしょうか。

小貫道子さんが目撃を証言したのは、事件が発覚した直後です。目撃した人物の「人相、服装、年齢、身長、特徴、そこを通った理由、時間。それに訪問先と、そこでの出来事」などを聞いて調書に作ったであろうことは、誰が考えても明らかです。

どこからどう考えても存在が明らかな調書なのに無きが如くに無視されるのは、なぜでしょうか。

■ここにいる警察は私の主張が真実だと知っている

茨城県警も検察も再審裁判当時から「布川事件の証拠は1986年の那珂川洪水で根本町倉庫が被害にあつて窓ガラスが破損して証拠は流失した」と虚偽の主張を重ねました。その主張が嘘であったことは「小池」なる警察官の「警察車両が布川事件の証拠を運び去った」と語る書面が提出されて明らかです。

なぜ「窓ガラスが破損して流失した」と嘘の事実を作り上げて主張したのでしょうか。人が嘘を語るのは隠したい事実があるときです。茨城県警が隠したい事実、それは私たちが無実と判ってしまう証拠の存在しかありません。

その存在と無実を示す調書の内容を認識すればこそ、茨城県警は洪水を奇貨として「窓ガラスが破損して証拠が流失した」と作り話をして証拠提出を免れたのです。私が情報公開法に基づいて請求した布川事件の証拠閲覧で茨城県警を訪れたときにも、茨城県警の担当者は「何も残っていない、洪水で失った」ごとき弁明をしました。

この裁判に来ている茨城県警の人たちは、この私の主張が真実だと知っているはずですが、今も茨城県警には布川事件の証拠が存在することを知っているはずですが、「録音テープの証言は失念であり、偽証して隠す意味がない」との反論が提出されましたので付け加えますが、早瀬さんも深沢さんも「証人として呼ばれたので、当時のメモ書きなどを見て記憶を喚起して来た」として証言しました。しかも、早瀬さんと深沢さんは口を揃えて「録音していない」と答えているのです。偽証です。偽証して隠したかったのは録音テープを改ざんです。改ざんした事実が明らかになるのを恐れて偽証して隠しただけのことです。だからこそ、私たちが有罪とする証拠とされた警察官調書に「先日録音した」と書かれる杉山の調書が存在しながら、その杉山の録音テープは存在しないと主張して隠しているのではないのですか。私と杉山を29年も獄に閉じ込める証拠とされた調書に記載された録音テープを「存在しない」などと主張されて、誰が信用するのでしょうか。出来るのでしょうか。ここでも警察と検察がグルになって嘘を語っているとしか思えません。人を馬鹿にするのもいい加減にして下さい。正直になってください。

■誠実な警察官、検察官が誠実でいられる判決を

最後に裁判所をお願いします。冤罪の責任は裁判所にもあります。警察も検察も不都合に目を閉ざし、独善的な主張を重ねるのは、何でも警察や検察の言いなりになる裁判官がいるからです。道理に反する主張や事実を述べても、各めもせずに認める裁判官がいるからこそ、警察も検察も反省しないで、何時までも同じような形で冤罪を作り続けます。今回の控訴も、中身の無い弁解と主張を重ねるだけだったことを思いますと、高裁ならば地裁判決を覆してくれると甘く考えてののだと思います。裁判所を嘗めているとしか思えません。

私も冤罪犠牲者の仲間たちも、警察や検察を、いたずらに批判するつもりはありません。社会の正義と安全を守り、人々が安心して暮らせる社会のために大切な存在だからです。ですから、どこでも、何時でも真実に立脚して誠実に職務を遂行する警察官であり、検察官であって欲しいと、嘘を言わない人間であって欲しいと願うばかりです。

私を含めた冤罪犠牲者は、真面目な警察官が真面目でいられるように、誠実な検察官が誠実なままでいられるように、法律で偽証や証拠捏造を確実に罰する法律と全面証拠開示法を作りたいと願っています。どうか高等裁判所でも嘘は許されないことを、嘘を語れば責任は逃れられないことを、厳しく判断してください。そして、嘘を言いたくないと思っている警察官や検察官が真実だけを主張すれば良くなる法律を作る希望となる判断をしてください。

もう冤罪を背負って54年になります。この辺で普通のオヤジとしての時間を返してくれませんか。心からお願い致します。

袴田事件第2次再審請求特別抗告

再審開始を認めなかった高裁決定を取り消し差し戻した最高裁決定に関する声明

12月22日、静岡・袴田事件第2次再審請求審で、最高裁第三小法廷(林道晴裁判長)は、袴田巖さんの再審を認めなかった東京高裁決定を取り消して、審理を東京高裁に差し戻す決定をした。

日本国民救援会は、全員一致で再審開始決定を取り消した東京高裁決定の誤りを認めた点は評価する。しかし、最高裁が「原決定(東京高裁決定)を取り消さなければ著しく正義に反する」というならば、半世紀以上にわたり、誤った司法に翻弄され、今年84歳となる袴田さんの名誉と人権を回復するためにも、最高裁自身が裁判のやり直し(=再審)を開始する決定を出すべきであった。なお、5人中2人の裁判官(林景一裁判官、宇賀克也裁判官)は、審理を差し戻すことに反対し、最高裁が自ら判断して再審開始決定を確定させるべきとする反対意見を付した。このことは再審開始に向けて大きな力となるものである。

袴田巖さんは、1966年6月18日、当時勤めていた味噌会社の専務一家4人を殺害し、売上金を奪って放火した容疑で逮捕・起訴された。それから現在に至るまで、54年間にわたって無実を訴え続けている。2014年3月、第2次再審請求審で静岡地裁(村山浩昭裁判長)は、警察による証拠の捏造を指摘し、袴田さんの再審開始と死刑の執行停止を決定し、さらには拘置の執行をも停止するという歴史的な決定を出し、袴田さんは48年ぶりに自由の身となった。ところが、東京高裁(大島隆明裁判長)は、検察の理由なき即時抗告を鵜呑みにし、勝手な憶測で再審請求を棄却。再審開始への道が閉ざされかねない状況が続いていた。

今回の最高裁決定は、DNA型鑑定について「新証拠にあたらぬ」としたうえで、弁護団と支援者がおこなった「味噌漬け実験」を重視した。決定は、犯行着衣とされた「5点の衣類」の色に関する味噌漬け実験報告書や、たんぱく質を含む血液と味噌の糖分が結合すればメイラード反応が起きて血痕は褐色化するとした弁護側が提出した専門家意見書の信用性を否定した原決定の判断について、その推論過程に疑問があることや専門的知見に基づかず否定的な評価をしたことについて審理不尽の違法があると判断し、全員一致で原決定を取消したうえで、3人の多数意見により東京高裁に審理を差し戻す決定をしたものである。

そもそも「5点の衣類」については、その発見経過や、事件発生から1年2カ月も味噌に漬かりながらも、衣類に付着した血痕の赤みが残っていることなどについて、事件を検証する現地調査や学習会において常に参加者から疑問が出され、袴田事件が冤罪であることを確信させるものであった。第2次再審請求審でようやく検察から開示された「5点の衣類」のカラー写真のネガフィルムによって、確定判決の誤りはいっそう明らかとなった。今回の最高裁決定による高裁決定の取り消しは、その意味において市民の常識にも合致するものである。しかし、その取り消し理由からは、そのみでも再審開始を確定させることができたはずであり、差し戻すのではなく再審公判に委ねるべきであった。

再審を開始すべきとする反対意見では、弁護団が提出した味噌漬け実験報告書は「確定判決の有罪認定に合理的な疑いを生じさせる新証拠」として評価したことにとどまらず、袴田さん以外の第三者が着衣を隠した可能性を指摘している。また、多数意見が明白性を否定したDNA型鑑定についても、衣類の血痕と袴田さんのDNA型は違うという鑑定結果からは、袴田さんの「犯人性に疑いを生じさせる」と指摘しており、科学に忠実で、多数意見よりも説得力を持つものとなっている。

袴田さんの身柄は解放されたものの、48年間に及ぶ獄中生活で痛めつけられた心と体は、釈放後6年半経った今でも回復できていない。袴田巖さんは84歳、保佐人として再審請求人となっている姉・秀子さんは87歳の高齢であり、袴田さんの救済に一日の猶予も許されない。

日本国民救援会は、差し戻し審においては、最高裁決定及び、反対意見を踏まえた迅速で公正な審理を求め、一日も早く袴田さんの再審開始の確定・無罪判決を勝ちとるまで全力で支援を行うことを表明する。

また、袴田事件においても我が国の再審制度の不備を早急に改善する必要性が明らかになった。とりわけ、再審に必要な証拠開示の制度化や、再審開始決定に対する検察官の不服申し立ての禁止をはじめとする、再審法の改正が必要かつ急務となっている。日本国民救援会は、冤罪を防止し、冤罪犠牲者を救済するための刑事司法制度改革の実現をめざして全力を尽くす決意である。

2020年12月25日

日本国民救援会
会長 望月 憲郎

「袴田事件」最高裁差戻し決定を受け、一刻も早い再審無罪 及びえん罪救済のための再審制度改革の実現を求める会長声明

最高裁判所第三小法廷は、本年12月22日付けで、袴田巖氏の第二次再審請求事件について、再審開始を認めた静岡地方裁判所決定(原々決定)を取り消し再審請求を棄却した東京高等裁判所決定(原決定)を取り消して、本件審理を東京高等裁判所に差し戻す決定をした。本決定により、原々決定の再審開始決定が維持され再審が開始される可能性が高まった。

本件は、1966年(昭和41年)6月30日未明、旧清水市(現静岡市清水区)の味噌製造会社専務宅で、一家4名が殺害された強盗殺人・放火事件の犯人とされ死刑判決を受けた元プロボクサーの袴田巖氏が無実であることを訴えて再審を求めている事件である。

第一次再審請求審(1981年～2008年)を経て、第二次再審請求審(2008年～)において、静岡地方裁判所は、2014年3月27日、新証拠である本田克也筑波大学教授によるDNA鑑定信用性を認めた上で、5点の衣類が捜査機関によってねつ造された疑いのある証拠であることを認定して再審開始を認めると同時に袴田巖氏の即日釈放を命じた。ところが、検察官の即時抗告に対して、2018年6月11日、東京高等裁判所は再審開始決定を取り消し、再審請求を棄却する決定(原決定)を下したことから弁護団は最高裁判所に特別抗告を申し立てた。

本決定は、本田鑑定人の姿勢や資質に対する原決定の不適切な説示を明確に否定したが、試料の変性、劣化などを理由に本田鑑定信用性を否定する判断については結論において是認している。しかし、5点の衣類の色に関する味噌漬け実験報告書や専門家意見書の信用性を否定した原決定の判断について、その推論過程に疑問があることや専門的知見に基づかず否定的評価したことについて審理不尽の違法があると判断し、全員一致で原決定を取り消した上で、多数意見は、さらにこの点についての審理を尽くさせるために、本件を原審である東京高等裁判所に差し戻す旨を決定した。本決定には、2名の裁判官の補足意見に加え原決定を取り消すにとどまらず原審に差し戻しをすることなく更に進んで最高裁で自判し再審開始決定を確定させるべきとする2名の裁判官(林景一裁判官、宇賀克也裁判官)の反対意見が付されている点は注目に値する。

袴田巖氏は、現在、84歳と高齢であり、47年間の長期間の身体拘束を経て釈放され、現在、親族と共に穏やかな生活を送っているが、袴田巖氏の救済に一日の猶予も許されない。

当連合会は、差戻し審においては、本決定の反対意見の趣旨も踏まえ、早急に審理を行い、一日も早い再審開始、そして袴田巖氏に対する無罪判決が下されるよう強く求める。

また、当連合会は、袴田巖氏が無罪となるための支援を続けるとともに、再審における証拠開示の制度化や、再審開始決定に対する検察官の不服申し立て禁止をはじめとする再審法改正など、えん罪を救済するための制度改革の実現を目指して全力を尽くす決意である。

2020年(令和2年)12月24日

日本弁護士連合会
会長 荒 中

今後の主な日程

- ▼1月22日(金)三重・名張毒ぶどう酒事件要請行動 午後1時30分 名古屋高裁、3時 高検
- ▼3月24日(水)静岡・袴田事件全国集会 衆院第2議員会館1階多目的会議室(オンライン併用)
- ▼3月28日(日)三重・名張毒ぶどう酒事件 事件発生60年行動 宣伝＝午前11時30分 愛知・名古屋駅前笹島交差点、午後2時より「全国の会」総会(ウインクあいち小ホール2)